

産業用ロボット(教示)特別教育(学科)案内

事業者には、労働安全衛生法第59条、同規則第36条31号に基づき、労働者を産業用ロボット※の教示等の業務※※に従事させる場合、「特別教育」を行うことが義務付けられています。当清水労働基準協会では、事業者様に代わり特別教育(学科)を開催いたします。是非、この機会に従事者への受講をお勧めします。

※産業用ロボットとは、「マニプレータ及び記憶装置を有し、記憶装置の情報に基づきマニプレータの伸縮・屈伸、上下・左右移動、旋回の動作を自動的に行うことができる機械」となっています。

※※教示とは、産業用ロボットの可動範囲内において、マニプレーターの動作の順序、位置若しくは速度の設定、変更若しくは確認の業務を言う。又は産業用ロボット可動範囲において当該産業用ロボットについて教示等を行う労働者と共同して当該産業用ロボットの可動範囲外において、当該教示等に係る機器の操作業務を言う。

記

1 日時及び会場

日時：令和6年9月4日(水) 9時～17時
会場：清水テルサ(静岡市東部勤労者福祉センター)
静岡市清水区島崎町223 電話 054-355-3111

2 特別教育(学科)の科目

「産業用ロボットに関する知識」「産業用ロボットの教示等の作業に関する知識」「関係法令」の法定3科目

3 受講料(テキスト・税込)

清水協会員：11,500円 それ以外の方：12,500円

4 申込方法

(1)受講申込書に所要事項を記入の上、受講料を添えて開催日の2週間前までに清水労働基準協会へお申込み下さい。引換えに受講票をお渡します。

(2)協会窓口での申込みが困難な方は、申込書をFAXでお送り下さい。申込書の内容等を確認後、振込銀行口座等を記載した文書をFAXでお送りします。振込確認後、受講票をお送りします。

※ 振込手数料、受講票・領収書の返信用封筒及び郵送料は申込者でご負担願います

(3)申込後の取消しは、開催日の7日前までに受講票、領収書の返却された場合に限り受講料をお返します。

また、受講者の変更は開催日の7日前までにご連絡下さい。

5 修了証の交付

講習修了者には「産業用ロボット(教示)特別教育修了証」(学科課程)を当日交付します。また、事業所様にも、「修了証明書」を交付します。遅刻・早退した場合、当該科目は未修了となりますのでご注意ください。

6 持参するもの(テキストは会場でお渡します) 受講票、筆記用具 ※昼食は各自でご用意ください

7 実技教育

事業所において「産業用ロボットの操作方法」1時間以上、「教示等の作業方法」2時間以上の実技教育を実施する必要があります。

8 受講の申込み・問合せ

清水労働基準協会(静岡市清水区万世町2-7-4) TEL・FAX 054 (351) 4584

産業用ロボット(教示)特別教育(学科) 申込書

講習日 月 日

受講者氏名	生年月日	現住所
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	

令和 年 月 日

事業所の名称 _____

〒 _____
所在地 _____

電話番号 _____
FAX番号 _____

担当者部署名 _____
担当者氏名 _____

会員非会員の別 清水協会員 ・ その他 (○をしてください)

清水労働基準協会 御中

※ 個人情報の取扱いについて・・・ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、
申込いただいた講習・教育の実施のためのみに使用いたします。

※受講料支払予定日を必ず記入して下さい。

月 日 支払予定 (振込・持参)